

事例

《事例の内容》

80代の男性からの相談。10年以上前、「海外宝くじを買うと、1億円以上の当選金が出る」というダイレクトメール（DM）を受け取った。**あたかも当選金を必ず手にする事ができるかのような文面**だったため、信用して手数料5,000円をクレジットカードで支払った。その後も、次々と同様のDMが毎月100通以上届き「**今度こそ当たるのでは**」と思い、支払い続けてきた。今までに1,000万円以上つぎ込んだが、**一度も当選金は送られてこない**。

海外宝くじに、10年間で1,000万円以上つぎこんだが、一度も当たらない

《対応の内容》

海外宝くじを国内で販売したり、購入したりすることは法律で禁止されています。

DMを送ってきた業者は、海外宝くじを注文した人に代わって購入する代行業者と考えられ、請求額は宝くじ購入代金及び代行手数料とされます。

高額な賞金がすぐ受け取れるかのように書かれていますが、必ず当選するわけではなく、実際に購入されているのかどうかを確かめる事も困難です。業者の連絡先が外国ではっきりしないため、センターで交渉することもできません。相談者へは、警察へ被害届を出すこと、今後いっさい応募したり、代金を支払ったりしないように伝えました。

身守りのポイント

センターへは、海外宝くじについて同様の事例が多数寄せられています。そのほとんどが高齢者の相談です。

高齢者は自分が騙されていることに気づかない場合が多く、また、気づいていても誰にも相談しないまま、どんどん深みにはまってしまいます。

家族や周りの人たちが、高齢者の暮らしの中でちょっとした変化に気づいて、相談に乗ってあげるようにしましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 **043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111